

高松市公の施設指定管理者導入施設に対する評価

評価対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

施設名	高松市亀水中央公園		
指定管理者	香川県造園事業協同組合	施設所管課等	公園緑地課
指定期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年間)	公募・非公募の別	公募
所在地	高松市亀水町458番地3	業務の概要	樹木、植栽帯の管理 枯損木の撤去 芝生管理 花壇管理 園地清掃 便所清掃 排水設備・電気設備の定期的な点検 遊具の点検
施設の概要	北エリア：芝生、バラ花壇、便所、倉庫、駐車場、休憩所、遊具、樹木等 南エリア：芝生、バラ花壇、休憩所、樹木等		

	項目名	令和4年度	令和3年度	項目名	令和4年度	令和3年度
利用状況等						
収支状況等	指定管理料	21,560 千円				
	収入実績(総額)	0 千円				
	合計	21,560 千円				

評価基準	評価項目	指定管理者自己評価コメント	所管課等評価
2 住民の平等な利用確保	①管理運営、施設事業との関連性 ②平等な利用の確保	・施設利用者への接遇を常に念頭に置き、特定の個人や団体の利用を優先することのないよう心掛け、平等、公平な管理運営に努めました。 ・愛犬家と利用者の双方に楽しく利用できるように、北エリアにはペットはご遠慮下さいという看板を設置し、全ての人に清潔で安全に楽しめる芝生広場を目指しました。 ・看板の効果により、ペットの糞などが、芝生広場で見ることなく、小さいお子様が寝転べるようになりました。	B
3 施設の効用の最大限の発揮	①利用促進対策 ②広報・PR対策 ③企画事業・自主事業 ④市・関係団体・地域等との連携 ⑤サービス向上の取組 ⑥相談・苦情への対応	・SNS等によりバラの開花時期などをいち早く発信をしました。 ・学校関係者からも、公園を利用したいと言った相談も受け、了承しました。 ・新設エリアは緑地が少なく樹木が少ないので、記念植樹などを行いたいです。 ・相談、苦情に関しては地域の住民からの意見を聞き、また公園緑地課とも協議の上、管理上の優先事項を決定し長年放置されていた高木の枝打ちや、危険個所の修繕を行いました。	B
4 管理を安定して行うための人員及び財政基盤の確保	①職員確保計画等 ②教育・研修 ③就業規則等の遵守 ④施設運営の健全性の確保 ⑤損害保険等 ⑥収支計画と執行管理	・管理運営委員会(緊急事案については、その都度実施)を開催し、各公園の事業計画および執行管理の実施状況等について協議し、適切な執行管理に努めています。 ・公園内の作業に関しても造園の有資格者による指導育成を積極的に行いました。また各社割増賃金等に関しても、労働基準監督署の届け通りに行っています。 ・全職員を対象として、健康診断を実施しています。 ・施設の賠償損害保険に加入し適切に対応しています。 ・労災保険の上乗せ、第三者障害保険等に参加して作業を行っております。	B
5 管理に係る経費の縮減	①収入の確保・適正な人件費 ②運営経費の節減対策・コミュニティビジネスの視点 ③経営の効率化 ④合理的な会計制度	・新設された北側エリアの芝生の管理に、初期投資で自動の芝刈り機を導入し機械での芝刈りを行うことにより、人手による作業を減らし、人件費の縮減に努めました。 ・使用する動力はソーラーパネルでの自然エネルギーを使用することにより、環境負荷への軽減も達成できました。 ・造園会社による管理運営のため、これまで民間や公共などで培ってきた合理的な作業方法などにより、効率よく作業をこなすことが出来ました。 ・業務委託料に関しては、市内業者2～3社から見積を徴収し、委託料の縮減を図りました。 ・除草の作業の軽減措置として、他の現場で残ったり、不要になったがまだ使える地被類や花を植え付け防草対策を行いました。	B

総合評価コメント	総合評価
R4年度に衛生センター跡地に開園した新しい公園であるが、公園管理者として、公園の管理運営に必要な資格を持った責任者のもと、管理運営が行われている。衛生センター時代よりサクラ、バラ等を植栽した庭園部分は広く市民に開放されていたが、引き続きバラ祭りを開催するなど、イベントを行うことで地域の活性化を図るなど、公園管理以外の点での地域貢献も図っている。 予算の収支計画については、毎月確認するとともに、自動販売機の設置や状況に応じての人員配置をすることで、経費の縮減、経営の効率化を行っている。また、運営経費の執行については、健全な執行が行われている。 これらのことから、指定管理の業務は良好に行われており、当初の事業計画の内容を概ね達成していると判断するものである。現状、特に問題なく適切に業務が行われている。	B